

会議録（概要）

会議名	令和2年度 第2回 芦屋町空家等対策協議会					
会場	芦屋町役場3階 第31会議室					
日時	令和3年3月22日(月) 14:00～15:30					
委員の 出欠	会長	波多野 茂丸	出	委員	尾崎 英弥	出
	委員	石川 智雄	出	委員	田中 信孝	欠
	委員	廣瀬 利麿	出	委員	山元 広昭	出
	委員	小田 武人	出			
件名・議題	<p>1. 開 会</p> <p>2. 会長あいさつ</p> <p>3. 議 事</p> <p>(1) 5年間の振り返りについて</p> <p>(2) 特定空家等の検討について</p> <p>①物件1について</p> <p>②物件2について</p> <p>(3) その他</p>					
合意事項 決定事項	<p>議題1 5年間の振り返りについて 事務局より説明</p> <p>議題2 特定空家等の検討について</p> <p>①物件1について</p> <p>②物件2について</p> <p>事務局より説明</p> <p>議題3 その他 事務局より事務連絡</p>					

## 令和2年度第2回芦屋町空家等対策協議会会議録

日時：令和3年3月22日(月) 14:00～15:00

場所：芦屋町役場3階 第31会議室

事務局	<p>議題1 5年間の振り返りについて</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●背景 昭和28年には2%だった空家率は、現在13%を超え、空家は社会問題になっている。</li><li>●国の法整備 平成27年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、空家問題の解決に向けて動きだした。</li><li>●芦屋町のこれまでの取り組み 平成26年度に空家の解体の補助金を開始。平成27年度に協議会の設置及び空家等対策計画を策定、平成28年度には空家調査により台帳の整備を行う。平成29年度には略式代執行を行い、令和2年度は補助金の拡充を行った。</li></ul>
-----	--

事務局	<p>議題2 特定空家等の検討について</p> <p>①物件1について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●経緯 令和2年3月に3階の外壁が剥落。9月の台風にて、更に外壁剥落が進み、西側、東側の隣家の屋根を損傷させた。 町では、再三の通知及び訪問を行った。しかし、所有者と連絡がとれず、家屋の改善も行われない。</li><li>●特定空家等の認定について 国のガイドラインや県の判断基準を使用し判定したところ、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態であると考えられる。また、所有者との連絡がとれないこ</li></ul>
-----	---

	<p>とから、このままでは、改善の目処がたたない。特定空家等に認定し、順を追って法的措置を行いたいが、特定空家等と認定してよろしいか。</p> <p>&lt;委員より反対意見はなく、特定空家等に認定された。&gt;</p>
--	---

<質問・意見>

1	委員	町として、代執行まで視野に入れた上で、特定空家等に認定する のか？
	事務局	助言・指導、勧告、命令の中での解決が前提ではあるが、最終的に代執行の可能性もあることも視野に入れた上で動く必要はある。

2	事務局	特定空家等に認定する前に、空家の壁が剥落し、通行人がケガをした場合に、町にどんな責任が生じるか？
	委員	通行人が通っていた道が町道である場合は、道路管理としての責任を問われる可能性があるが、外壁の剥落でケガを負わせた場合は、家屋の所有者に責任が生じる。なお、当該空家は県道にのみ接している。

3	委員	通知について、配達記録の残る方法で送付をしたほうが良いのではないか？
	事務局	現在、配達記録が残る方法で送付している。いまのところ、すべての通知を、受け取っていることが分かっている。

事務局	<p>議題2 特定空家等の検討について</p> <p>①物件2について</p> <p>●経緯</p> <p>令和2年9月の台風の際、看板部分のサイディングボードが</p>
-----	---

	<p>県道に剥落し、その後、強風時に度々サイディングボード等が剥がれ落ちている。</p> <p>●特定空家等の認定について</p> <p>国のガイドラインや県の判断基準を使用し判定したところ、現時点では、特定空家等ではない。また、所有者と連絡が取れており、修繕の予定もあることから、引き続き、連絡を取り合いながら様子を見ていきたい。</p> <p>&lt;委員より反対意見はなく、現時点では、特定空家等に認定しないこととした。&gt;</p>
--	---

<質問・意見>

1	委員	接道している道路は、どこの管理か？
	事務局	県道にのみ接している。

2	委員	現在封鎖されている歩道について、いつ解除されるのか？
	事務局	バリケードを設置したのが県土整備事務所であるため、所有者の対応により、県土整備事務所の判断で解除される。

事務局	<p>議題3 その他</p> <p>来年度の空家調査について。 次回協議会についての事務連絡。</p>
-----	---